

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		障害児入所施設、児童発達支援センターの設置の認可
根拠条例・規則名		児童福祉法
条 項		第35条第4項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○さいたま市児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第66号)
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、稀であってあらかじめ審査基準等を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		